

一
訂
の

労働者、其ノ資本家ヲ信ジ、資本家ハ労働者ヲ討シテ度
撫シテユク、其ノ一社會、一事業ノ存亡ハ計ラレルモノナ
リマシテ、双方間ガ相互ニ白眼シ敵対的ノ行爲ヲスル時ハ断ジ
テ、此ノ理想比目的ハ實現不可能ノコト存ジマス
カ、ル意味カラシマシテ、其事業ノ存亡、其會社ノ隆盛為
トシハ資本ノ前ニテ足トナワテ働ラク、労働者ハ労働力ノ培
養ヲ充分ニ計ツテ労働者ガ生活的不安モナク、不満モナ
クシテ、眞ニ衷心カラ資本家ニ服従シテ立テ働ラシムル
ルコトガ資本家トシテ、義務ト考ヘマス
ソコテ私達ノ如ク水ニ働ラク労働者ノ今日ノ生活費ト云フモノ
カ他ニ批較シテ決シテ豊カナルモノナラズ、其他何等ノ今日ノ工場
労働者ノ如ク、社會政策的ノ恩恵ヲ受ケテ居ラナイコトハ其ノ如
ク

遺憾デアリマスガ、カ、ル事情ノ下ニ働ク労働者ニ直接其ノ
雇傭ノ關係ニアリマス、資本家が進ンデ私達ノ社會的生活
ニ留意シテ戴キテソ、私達モ眞實ニ安心シテ事業ニ従フ
コトガ出来ルト存ジマス、ソレテ斯クスルコトガ双方ノ關係ヲ親密シ
進ンデハ會社ノ隆盛ヲ計ルコトナリ、更ニ大ニシテハ日本國家ノ
隆盛發達ノ上ニ大キク使命ヲ果スモノト信ジマス
何卒、私達従業員ノ意ヲ諒トセラレマシテ別記歎願ノ
條項ヲ御承認ヲ懇願致シマス

昭和三年九月 日

以上